

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置
に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)により、ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を実施することが決定され、令和 6 年 3 月 1 日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

当該閣議了解に基づき、令和 6 年 5 月 10 日より 1 個(粒)あたりの重量が 1 カラット以上のロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドが輸入の禁止措置の対象となっているが、今般、重量の閾値を 0.5 カラットに引き下げる措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示が令和 6 年 10 月 2 日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知(別紙)を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、経済産業大臣の確認書等の通関関係書類により経済産業大臣の輸入の承認の要否を確認すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経済産業省

官 印 省 略
20240821 貿局第2号
令和6年9月2日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済安全保障局長

ロシアを原産地とするダイヤモンドの輸入禁止措置について

上記の件について、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いたします。

○経済産業省告示第三百三十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和六年九月二日

経済産業大臣 齋藤 健

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸</p>	<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸</p>

入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 (略)

7(1)～(9) (略)

(10) ロシアを原産地とするダイヤモンド(関

税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・

三一号及び第七一〇二・三九号に掲げるも

入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 (略)

7(1)～(9) (略)

(10) ロシアを原産地とするダイヤモンド(関

税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・

三一号及び第七一〇二・三九号に掲げるも

のに限る。)であつて、一個あたりの重量が〇・五カラット未満のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

8
(略)

のに限る。)であつて、一個あたりの重量が1カラット未満のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

8
(略)

附 則

この告示は、令和六年十月二日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。